平成２３年（フ）第１１４７号
千葉県船橋市高野台４丁目19番12号
債務者　瀧柳　武史
1　決定年月日時　平成23年10月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月16日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第１１５５号
千葉市緑区あすみが丘１―24―６、住民票上の住所千葉市稲毛区穴川２丁目３番38号　ヴェルドミール201号
債務者　田守　清勝
1　決定年月日時　平成23年10月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月16日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第１１８０号
千葉県千葉市中央区宮崎町546番地23　コーポ丘の町103号
債務者　高平　雄一
1　決定年月日時　平成23年10月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月16日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第１１９４号
千葉県船橋市市場３丁目３番１号　総武病院４Ｂ棟、住民票上の住所千葉県船橋市藤原１丁目11番１号　フジコーポ101号
債務者　渡邉　正治
1　決定年月日時　平成23年10月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月16日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第１１９５号
千葉県習志野市大久保１丁目29番５―301号
債務者　高橋　黎子
1　決定年月日時　平成23年10月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月16日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第１２０８号
千葉県浦安市堀江６丁目13番19号　ハイツスイートピー201
債務者　小澤　智英
1　決定年月日時　平成23年10月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月16日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第２２４８号
愛知県春日井市如意申町７丁目11番地12　コージーハイツ春日井２Ｂ号
債務者　早坂　祐幸
1　決定年月日時　平成23年10月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月16日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２３５３号
名古屋市緑区鳥澄３丁目410番地
債務者　水野　和江
1　決定年月日時　平成23年10月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月16日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第３１９号
兵庫県加古川市加古川町北在家622番地の11
債務者　國見三四子
1　決定年月日時　平成23年10月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月16日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２３年（フ）第５９０号
兵庫県姫路市香寺町土師302番地１
債務者　中野　美香（旧姓中井）
1　決定年月日時　平成23年10月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月16日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２３年（フ）第５９９号
兵庫県姫路市余部区上余部50番地１　市営余部住宅４棟445号、従前の住所兵庫県姫路市勝原区山戸378番地１　北側号室
債務者　二宮　和幸
1　決定年月日時　平成23年10月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月16日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２３年（フ）第６０４号
兵庫県姫路市飾磨区細江269番地15の２
債務者　石川　賢一
1　決定年月日時　平成23年10月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月16日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２３年（フ）第５１０号
高知県香南市香我美町徳王子3516番地14　かがみ荘２階５号室
債務者　小野　晃美
1　決定年月日時　平成23年10月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月16日まで
高知地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第５２１号
高知市秦南町２丁目24番７号　内田マンション301号
債務者　宮﨑　恵彦
1　決定年月日時　平成23年10月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月16日まで
高知地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第５２９号
高知市潮新町１丁目３番16号　潮江マンション102号
債務者　西森　美加
1　決定年月日時　平成23年10月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月16日まで
高知地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第５３５号
高知市吉田町９番２号　ひまわりハイツ101号
債務者　伊藤　春代
1　決定年月日時　平成23年10月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月16日まで
高知地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第５４５号
高知市中の島１番86号　森マンション205
債務者　藤原まゆみ
1　決定年月日時　平成23年10月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月16日まで
高知地方裁判所破産係